



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年10月3日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	環境保全係	加納	直通 058-272-1920 FAX 058-278-3524

本巣郡北方町北方地内における土壌汚染について（第1報）

Meiji Seika ファルマ株式会社が、本巣郡北方町北方地内の事業所において、土壌汚染対策法に基づき土壌を調査したところ、土壌溶出量基準を超えるヒ素が検出されたため、本日（10月3日）、同社から岐阜地域環境室に報告がありました。

汚染原因は現在のところ不明ですが、周辺地下水調査等を実施します。

1 事業所の概要

- （1）名称：Meiji Seika ファルマ株式会社岐阜工場
- （2）所在地：本巣郡北方町北方2890番地
- （3）敷地面積：150,692m²
- （4）事業概要：医療用医薬品製造

2 調査の概要

- （1）調査対象：事業所の一部 2,341m²
- （2）調査期間：令和7年7月～9月
- （3）調査結果の概要

土壌溶出量調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/L)	土壌溶出量基準 (mg/L)	最大基準 超過倍率
ヒ素	15	6	0.001 ～ 0.043	0.01 以下	4.3 倍

※その他の物質についても調査を実施していますが、基準超過はありません。

3 汚染の原因

事業所でヒ素の使用履歴があり、操業により土壌汚染が生じた可能性も考えられますが、現在のところ原因は不明です。

4 今後の対応

- （1）地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、本巣市及び北方町と連携して、基準超過地点から地下水の流向を考慮した半径250mの範囲内にある家庭及び事業所を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を直ちに実施します。

(2) 地域住民への周知について

井戸水を飲用している場合は、結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

(3) 土壤汚染対策法に基づく対応について

土壤汚染が判明した土地を土壤汚染対策法に基づく区域に指定するとともに、汚染土壤の適正な管理等を行うよう指導します。

1 物質の説明

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材（硬さを高めるため）、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で 0.0005%存在し、水中や土壤中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

（参考：「化学物質ファクトシート ー2012 年版ー 環境省」より抜粋）

2 用語の説明

【土壤溶出量基準】

土壤に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準